

特定非営利活動法人ぽぴあ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ぽぴあといいます。

通称として、NPO法人ぽぴあとも、また、(NPO)ぽぴあとも表示します。

英文では、NPO CORPORATION POPIA と表示します。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県袖ヶ浦市福王台3丁目12番6に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的障害者等、支えを必要とする人達が地域社会の中で普通の人として普通の人と同様に生活をし、生き生きとして充実した人生を歩み続けることができるように、支援活動を行うことを目的とします。

(活動理念)

第4条 この法人は、次の三つの理念に基づいて支援活動を行うこととします。

トータル支援

生涯支援

家族の心、家族の目線による支援

(特定非営利活動の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第6条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 障害者の地域生活の支援に関する次に掲げる事業の運営

ア 次の障害福祉サービス事業

居宅介護

重度訪問介護

行動援護

生活介護

児童デイサービス

短期入所

重度障害者等包括支援

共同生活介護

自立訓練

就労移行支援

就労継続支援

共同生活援助

アの2 次の地域生活支援事業

相談支援事業

移動支援事業

日中一時支援事業

地域活動支援センターを運営する事業

アの3 障害者の雇用促進及び就労継続支援に関する次の事業

障害者の雇用を主目的とする株式会社等の法人の設置経営

他の法人が設置経営する特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社をいいます。）等の法人の共同経営又はこれらの法人への経営参加

障害者の雇用を主目的とする株式会社等の法人への支援

イ 障害者の就業の支援に係る事業

ウ 付添サービス、余暇活動支援、生活相談助言、信用保証サービス、地域交流支援、移送サービスの提供、財産管理運用支援及び地域生活安全ネットワーク構築運用事業の運営

エ 配食サービス事業の運営

オ その他障害者が地域社会で生活をするために必要な支援であって、上記に掲げる事業以外のもの

- ② 障害者の権利の擁護に関する次に掲げる事業の運営
 - ア 後見、保佐及び補助
 - イ 任意後見
 - ウ その他障害者の権利の擁護又は保護のために必要な支援であつて、上記に掲げる事業以外のもの
 - ③ 障害者の家族の支援に関する次に掲げる事業の運営
 - ア 障害者相談支援事業
 - イ 福祉に関する情報提供事業
 - ウ 放課後児童健全育成事業
 - エ その他障害者の家族の支援のために必要な事業であつて、上記に掲げる事業以外のもの
 - ④ 障害者の支援団体の支援に関する事業の運営
 - ⑤ 障害者の理解に関する普及啓発事業
 - ⑥ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の運営
 - ⑦ 次に掲げる者及びその付添人を対象とする、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業（自家用自動車による有償運送を含む。）の運営
 - ア 介護保険法第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
 - イ 「身体障害者」
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であつて、単独では公共交通機関を利用することが困難な者
 - ⑧ 地方自治法に規定する指定管理者として地方公共団体の指定を受けて行う公の施設の管理（前各項の事業に関するものに限る。）
- (2) その他の事業
- ① 生活消費財の生産、加工及び販売並びにこれらの請負
 - ② 生活消費財の販売店の経営
 - ③ 飲食店及び食堂の経営
 - ④ 食堂経営の請負
 - ⑤ プラスチック製品の加工及び加工の請負

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業にあてるものとします。

第3章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」といいます。)上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、正会員として入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の賛助を目的として入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人が提供するサービスの利用を目的として入会した知的障害者

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めません。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければなりません。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 13 条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しません。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 14 条 この法人に次の役員を置きます。

- (1) 理事 7人以上9人以内
 - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とします。

(選任等)

第 15 条 理事及び監事は、総会において選任します。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とします。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはなりません。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができません。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができません。

(職務)

第 16 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理します。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行します。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員は、任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とします。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決により、これを解任することができるものとします。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

第5章 名誉会長、顧問、参与

(名誉会長、顧問、参与)

第21条 この法人に名誉会長並びに顧問及び参与若干名を置くことができます。

- 2 名誉会長は、総会の議決を経て、理事長が推戴します。

- 3 名誉会長は、この法人の発展に関し、必要な助言を与えることができます。
- 4 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱します。
- 5 顧問及び参与は、理事会に出席して意見を述べるすることができます。

第6章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とします。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成します。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 名誉会長に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催します。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集します。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、理事長がこれにあたります。理事長に事故があるときは副理事長が、理事長及び副理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定める順序により、他の理事がこれに当たります。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができません。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによります。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なものとしします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 52 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなします。

4 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においては、その正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

(1) 開催の日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければなりません。

第7章 理事会

（構成）

第32条 理事会は、理事をもって構成します。

（権能）

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 現理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第35条 理事会は、理事長が招集します。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければなりません。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければなりません。ただし、緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合には、この日数を短縮することができるものとします。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たります。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なものとしします。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなします。

4 理事会の議決について、この法人と理事との関係について議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければなりません。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の 2 種とします。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければなりません。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の 2 種とします。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければなりません。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができます。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければなりません。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができます。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなりません。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはなりません。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければなりません。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければなりません。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければなりません。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければなりません。

せん。

(清算人の選任)

第 54 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となります。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人に譲渡するものとします。

(合併)

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行います。

第 11 章 事務局

(事務局の設置等)

第 58 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置きます。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置きます。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免します。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

第 12 章 雑則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めます。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。

2 この法人の設立当初の役員は、第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とします。

理 事 長	関口 幸一
副理事長	土田 富男
理 事	小山 幸治
同	坂元 英幸
同	池田 健
同	石井 昭子
同	塩崎 君代
監 事	在原 忠男
同	林 初穂

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成 16 年 6 月 30 日までとします。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 9 条の規定にかかわらず、次の別表に掲げる額とします。

別表

会員の種類		入会金	会費
正会員	個人会員	5,000円	月額500円
	団体会員	50,000円	月額5,000円
賛助会員	個人会員	一口につき 1,000円	一口につき 年額1,000円
	団体会員	一口につき 10,000円	一口につき 年額10,000円
利用会員		1,000円	月額100円 ただし、 1 利用サービス中に移送サービスが含まれる場合は月額5,000円（当該移送サービスが週に1日以下の場合は月額2,000円）とします。 2 平成15年3月31日以前に入会した場合は、入会した日から平成15年3月31日までの間は無料とします。